

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る意見聴取概要の公表について	… 2
タクシーの運賃改定要請(申請)について(山梨地区)	… 14
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 15
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 20

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事業番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件 名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事業番号：25C05

事業者名：小田急バス 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和7年11月6日（木曜日）

10時00分から（新宿区）

10時30分から（渋谷区）

11時00分から（世田谷区）

11時30分から（調布市）

13時00分から（杉並区）

13時30分から（稲城市）

14時00分から（東京都）

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

- ・東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1
- ・新宿区長 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
- ・渋谷区長 東京都渋谷区宇田川町1-1
- ・世田谷区長 東京都世田谷区世田谷4-21-27
- ・調布市長 東京都調布市小島町2-35-1
- ・杉並区長 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1
- ・稲城市長 東京都稲城市東長沼2111

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

7新み交交第361号
令和7年10月27日

関東運輸局長 殿

新宿区長 吉住 健一
(公印省略)

意見の聴取を必要としなくなった事由の申出について

令和7年10月23日付、関自旅一第832号にて通知いただいた意見の聴取について、下記のとおり意見の聴取を必要としなくなったため、申し出ます。

記

1. 地方公共団体名及び首長名

地方公共団体名：新宿区

首長名：吉住 健一

2. 意見の聴取を行うこととされていた廃止の届出の件名及び事案番号

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：25C05

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

氏名：吉住 健一

職名：新宿区長

4. 意見の聴取を必要としなくなった理由

今回対象となる路線及び系統の廃止による、区民生活への影響が微小であるため。

(連絡先)

新宿区みどり土木部交通対策課交通企画係

担当者：針谷

電話：02-5273-4265



(別紙5-2)

7 渋土交収第 86 号

令和7年11月5日

關東運輸局長殿

住 所 東京都渋谷区宇田川町1番1号

地方自治体名 渋谷区

(首長名) 代表者区長 長谷部 健

意見の陳述書

今般、令和7年11月6日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号 25C05

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

渋谷区長 長谷部 健

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

(別紙等に分けて記述することも可能です。)

貴社の経営状況等の総合的な判断であると認識するところであるが、廃止前年の運行時期に利用者へ周知すべきであり、区として大きな問題等が発生するとは考えていないが、廃止時期が早急すぎると思われる。

このため、貴社の判断により、将来的に当該路線が廃止の方向となることはやむを得ない事情であると推察するが、地元への周知期間を十分に取ることや、廃止時期の再検討などををお願いしたい。



(別紙5-2)

令和7年10月31日

関東運輸局長 殿

住 所 世田谷区世田谷4-21-27

地方自治体名 世田谷区

(首長名) 保坂 展人



意見の聴取書

今般、令和7年11月6日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事業の件名及び事業番号

事業の件名：一般旅客自動車運送事業の路線の廃止

事業番号：25C05

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

世田谷区長 保坂展人

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

(別紙等に分けて記述することも可能です。)

路線廃止に当たっては、バス利用者や周辺住民等、関係者への十分な周知、説明を行っていただきたい。





07調都交発第720号

令和7年11月4日

関東運輸局長 殿

調布市長 長友 貴樹



一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に対する意見聴取について

令和7年10月23日付け関自旅一第832号により通知がありました標記の件については、意見の聴取を必要といたしませんので、その旨お知らせいたします。

記

1 地方公共団体名及び首長名

- (1) 地方公共団体名 東京都調布市
- (2) 首長名 調布市長 長友 貴樹

2 意見の聴取を行うこととされていた廃止の届け出の件名及び番号

- (1) 事案の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
- (2) 事案番号 25C05

3 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

調布市長 長友 貴樹

4 意見の聴取を必要としなくなった理由

本件は、対象路線が季節運行路線（毎年6月の日曜日のみ運行）であることや、調布市内の乗降場所が僅かであることから、その廃止による公共交通網及び市民生活への深刻な影響等は予想されないため。



7 杉並第 44532 号
令和 7 年 1 月 6 日

関東運輸局長 殿

杉並区長

岸本 聰子



意見の聴取の通知に対する回答

令和 7 年 10 月 23 日付関自旅-第 832 号「意見の聴取の通知について」について、
杉並区において特に意見聴取を要しないことを確認しましたので、その旨を下記のとおり
報告します。

記

① 地方公共団体名及び首長名

杉並区 岸本 聰子

② 意見の聴取を行うこととされていた廃止の届出の件名及び事案番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止 25C05-5

③ 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

杉並区都市整備部交通企画担当課長事務取扱 都市整備部参事 石森 健

④ 意見の聴取を必要としなくなった理由

当該路線は、新宿からよみうりランドまで、6 月の間日曜日のみ 1 本運行しているものである。これは、区民の日常の足となる地域公共交通とは性質を異なるものであり、意見聴取は不要と判断した。

以上

【問合せ先】

杉並区 都市整備部管理課 交通企画係
担当: 針谷

電話: 03-3312-2111





(別紙 5 - 2)

稲都管第 1135 号

令和 7 年 10 月 30 日

関東運輸局長 殿

東京都稲城市東長沼 2111

稲城市

稲城市長 高橋勝浩



意見の陳述書

今般、令和 7 年 11 月 6 日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名および事業番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：25C05

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

稲城市都市建設部管理課長 城所 敏幸

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

廃止予定路線は季節運行の系統のため、この路線の廃止に伴う市内利用者への影響は軽微であると判断しており、意見はございません。

また、この系統廃止に伴い、市内の停留所（矢野口駅東）が廃止されますが、市内を運行するその他の系統では使用されていないため、同様に市内利用者への影響は軽微である判断しており、意見はありません。

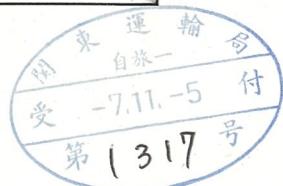
【問い合わせ先】

稲城市 都市建設部 管理課 交通対策係

電話：042-378-2111 内線 313

Mail: kanri@city.inagi.lg.jp

担当：西山・長谷川



7都市基交第1150号
令和7年11月4日

関東運輸局長 殿

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
地方自治体名 東京都
(首長名) 東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

意見の陳述書

今般、令和7年11月6日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

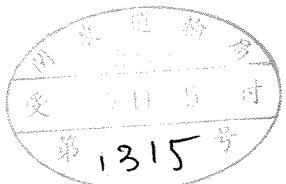
記

1. 意見の聴取を行なうこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名 : 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号 : 25C05

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 荒井 大介



3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

本件について、地域の状況を踏まえ、事業者と地元区・市が十分な調整を図るようお願いします。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事業番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件 名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事業番号：25C06

事業者名：神奈川中央交通 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和7年11月6日（木曜日）

15時00分から（東京都）A B 聴聞室

16時00分から（八王子市）A B 聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

・東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1

・八王子市長 東京都八王子市元本郷3-24-1

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

7 都市基交第 1150 号
令和 7 年 11 月 4 日

関東運輸局長 殿

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
地方自治体名 東京都
(首長名) 東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

意見の陳述書

今般、令和 7 年 11 月 6 日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

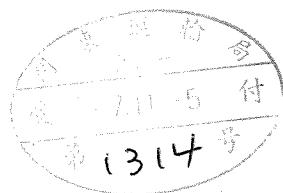
記

1. 意見の聴取を行なうこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名 : 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号 : 25C06

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 荒井 大介



3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

本件について、地域の状況を踏まえ、事業者と地元市が十分な調整を図るようお願いします。

(別紙5-2)
令和7年11月4日

関東運輸局長 殿

住 所 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
地方自治体名 (首長名) 八王子市長 初宿和夫

意見の陳述書

今般、令和7年11月6日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：25C06

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

氏名：松木 孝え

職名：都市計画部交通企画課 主査

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

(別紙等に分けて記述することも可能です。)

反対意見は特にございません。



運賃改定要請(申請)状況

運賃ブロック	交通圏	要請(申請)状況	要請(申請)から3ヶ月経過する日
山梨地区	甲府、東八・東山、峠西、峠北、峠南、東部・富士北麓交通圏	令和7年11月28日要請(申請)	令和8年2月27日(金)

(参考)

運賃適用地域	適用地域(営業区域)	市町村名
山梨地区	甲府交通圏	甲府市、甲斐市、中央市及び中巨摩郡昭和町
	東八・東山交通圏	山梨市、甲州市及び笛吹市
	峠西交通圏	南アルプス市、西八代郡市川三郷町及び南巨摩郡富士川町
	峠北交通圏	韮崎市及び北杜市
	峠南交通圏	南巨摩郡南部町、早川町及び身延町
	東部・富士北麓交通圏	大月市、都留市、富士吉田市、上野原市、北都留郡小菅村、丹波山村及び南都留郡忍野村、富士河口湖町、道志村、鳴沢村、西桂町、山中湖村

令和7年11月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月26日	
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社永楽観光バス (法人番号: 8030001063639) 代表者 刘 宏岩	
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	<p>(事業者) 千葉県野田市中根214-22 (本社営業所) 千葉県野田市中根214-22</p>	
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車	
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送運輸規則第24条	
(6) 違反行為の概要	令和7年6月16日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)業務の記録保存義務違反(運輸規則第25条第2項)、(3)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)	
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点	当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

令和7年11月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社朝陽観光バス (法人番号: 4030002038445) 代表者 浮舟 崇弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区大谷田4-10-9 (本社営業所) 東京都足立区大谷田4-10-9
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月20日及び令和7年5月28日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 23点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年11月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	サクラ運輸株式会社 (法人番号: 5030001094240) 代表者 謝 志勇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県白井市平塚1931 (松戸営業所) 千葉県松戸市古ヶ崎4-3542-5
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月15日及び令和7年6月5日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年11月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	漆原 博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川越市古谷上6083-7M-2-204 (本社営業所) 埼玉県入間郡越生町成瀬中河内255-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第4項
(6) 違反行為の概要	令和7年8月20日及び令和7年9月17日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第4項)、(2)安全管理規程の設定・届出義務違反(運送法第22条の2第1項)、(3)安全統括管理者の選任届出違反(運送法第22条の2第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

令和7年11月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	狭山バス運輸有限会社 (法人番号: 7030002033666) 代表者 伏川 真由美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県狭山市柏原448-2 (本社営業所) 埼玉県狭山市柏原448-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第6項
(6) 違反行為の概要	令和7年9月22日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼状況の録音記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第6項)、(2)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和7年12月1日	
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社 タムラ運輸 代表者：田村 豊彦 群馬県前橋市亀里町1300番地1	
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 群馬県前橋市亀里町1300番地1	
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分3日間及び輸送施設の使用停止処分239日車	
(5) 主な違反事項	点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）	
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月2日及び令和6年10月23日に監査を実施。14件の違反が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項） (2) 疾病のおそれのある乗務員等の運行業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項） (3) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条） (4) 点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項） (5) 業務記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条） (6) 運行記録計による記録の不正操作（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条） (7) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (8) 高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (9) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (10) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条） (11) 整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5） (12) 運行管理者に対する指導及び監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条） (13) 運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項） (14) 事業計画（自動車車庫）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項） 	
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内）	32点 32点